別紙様式第18号（第110条の32第１項関係）

（日本工業規格Ａ４）

財産に関する調書（　　年　　月　　日現在）

年　　月　　日

主たる事務所の所在地

名　　称

氏　　名

	価　　額	摘　　要
資　　産		
現金・預金		
有価証券		
未収入金		
貸付金		
土地		
建物		
備品		
権利		
貸倒引当金		
その他		
計(A)		
負　　債		
借入金		
未払金		
前受金		
その他		
計(B)		
(A)－(B)		

（記載上の注意）

１　この調書は、信用協同組合電子決済等代行業者が個人である場合に限り、報告書に添付すること。

２　価額については、千円を単位として算出すること。千円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

３　資産及び負債の価額については、原則として、取得価格（取得価格のないものにあつては、取得時における適正な評価価格）に基づき算出した、提出の日の前年の12月31日における残高を記載すること。

４　有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあつては、上記３にかかわらず、この調書を作成する日（以下「算出日」という。）に公表されている最終価格に基づき算出した価額を記載すること。

５　土地及び建物の価額については、上記３にかかわらず、直近の固定資産税評価額等の、算出日における適正な評価価格に基づき算出した価額を記載すること。

なお、借入金により取得した居住用（事業所を兼ねる場合を含む。以下同じ。）の土地又は建物については、次のとおり計算した額を土地、建物及び借入金の価額として記載することを原則とするが、算出日の借入金の価額が土地及び建物の直近の固定資産税評価額等の合計額以下である場合にあつては、土地、建物及び借入金の価額を全て零とみなしても差し支えない。

「土地」又は「建物」の価額＝

居住用の土地又は建物の算出日の適正な評価価格×$\frac{\text{取得時の自己資金＋返済済み元金額}}{\text{取得時の借入金＋取得時の自己資金}}$×$\frac{\text{居住用面積}}{\text{居住用面積＋事業用面積}}$に基づき算出した価額

＋居住用の土地又は建物の算出日の適正な評価価格×$\frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積＋事業用面積}}$に基づき算出した価額

「借入金」の価額＝算出日の借入金の価額×$\frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積＋事業用面積}}$

６　貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額を記載すること。

７　「権利」とは、営業権、地上権その他の無形固定資産をいう。

（保険業法施行規則の一部改正）

第七条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改　正　後	改　正　前
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）
第五十二条の十三の十一　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。	**第五十二条の十三の十一**　〔同上〕
一　〔略〕	一　〔同上〕
二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。	二　〔同上〕
〔イ・ロ　略〕	〔イ・ロ　同上〕
ハ　農業協同組合法第十一条の五（事業に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九（特定貯金等契約の締結に関する金融商品取引法の準用）に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四（金融商品取引法の準用）に規定	ハ　農業協同組合法第十一条の五（事業に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九（特定貯金等契約の締結に関する金融商品取引法の準用）に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四（金融商品取引法の準用）に規